

社会福祉法人 葛 飾 会
役員等の報酬等に関する規程

(目程)

第1条 この規程は、社会福祉法人葛飾会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事長・理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員会に出席したときは、報酬及び交通費を支給する。ただし、常勤役員には支給しない。

(1) 報酬及び交通費	理事	50,000円
	評議員	50,000円
	監事	50,000円

第4条 役員の退職慰労金は、別に定める役員退職金内規により支給する。

(改正)

第6条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

平成22年4月1日 改訂・平成23年3月26日 改訂・平成26年2月13日 改訂
平成26年11月28日 改訂・平成28年3月25日 改訂・平成29年4月1日 改訂
平成29年11月22日 改定